

・・・ 2026年度・・・

(令和8年度)

# 重要事項説明書



しょうとうかい

社会福祉法人 松 稲 会

マザーシップ上新庄保育園

## 2026年度 マザーシップ上新庄保育園 重要事項説明書

保育提供の開始にあたり、当園では重要事項説明書を作成しました。  
内容は、下記のとおりです。

### 1 施設運営主体

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 名 称   | 社会福祉法人 松稻会      |
| 所 在 地 | 大阪市住吉区浅香1丁目8-38 |
| 電話番号  | 06-6696-1177    |
| 代表者氏名 | 理事長 葛西 得男       |

### 2 利用施設（本園）

|        |   |
|--------|---|
| 施設の種類  | 保育所   |
| 施設の名称  | マザーシップ上新庄保育園  |
| 施設の所在地 | 大阪市東淀川区豊里2丁目25番9号   |
| 連絡先    | 電話番号06-6320-0008<br>FAX 06-6320-0018  |
| 管理者    | 園長 石橋 良一  |
| 対象児童   | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童                                |
| 認可定員   | 0歳児9人 1歳児15人 2歳児 15人<br>3歳児 17人 4歳児 17人 5歳児 17人                             |
| 利用定員   | 0歳児9人 1歳児15人 2歳児 15人<br>3歳児 17人 4歳児 17人 5歳児 16人                             |
| 開設年月日  | 2019年10月1日  |
| 事業所番号  | 2710001001686   |
| ホームページ | <a href="http://www.mothershipcare.com/">http://www.mothershipcare.com/</a> |

### 3 施設の目的・運営方針

マザーシップ上新庄保育園（以下「当園」）は、以下の運営方針に基づき

保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては入園する乳児及び幼児（以下「園児」）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに、最もふさわしい生活の場所を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

|    |      |            |
|----|------|------------|
| 敷地 |      | 580.29㎡    |
| 園舎 | 構造   | 鉄筋造<br>2階建 |
|    | 延べ面積 | 640.85㎡    |
| 園庭 |      | 地上園庭 テラス   |

##### 主な設備

| 設備        | 部屋数 | 備考   |
|-----------|-----|--|
| 乳児室       | 1室  | らっこ組（0歳児クラス）   |
| ほふく室      | 1室  | ぺんぎん組（満1歳）   |
| 保育室       | 4室  | いるか組（2歳児クラス）、<br>とびうお組（満3歳児クラス）<br>まんぼう・くじら組（満4歳児・<br>5歳児クラス）について各1室 |
| 調理室・調乳室   | 2室  |  |
| 事務室       | 4室  |  |
| トイレ       | 4室  |  |
| 職員室       | 1室  |  |
| 倉庫        | 5室  |  |
| エントランスホール | 1室  |  |
| 木浴室       | 1室  |  |

#### 5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（2018年4月1日厚労省告示）を踏まえ

以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 園の特色

当園は、モンテッソーリ教育の専門指導者を迎えて、園児の発達段階に合わせた様々な教具、玩具を用いた教育を取り入れるとともに、関連の職員研修を実施して保育士のスキルの向上に力を注いでいます。アート教育にも力を入れ、日本臨床美術協会認定の専門講師による創作芸術の実践を進めています。描くことや造ることを通して園児の創造力を育みます。また作品の相互鑑賞の時間には、園児一人ひとりに、発表や感想を交換する機会をつくり、コミュニケーション能力を育みます。また、運動能力の向上と基礎体力づくりを目標に日本こども体育協会認定の専門指導員によるカリキュラムを展開しています。また、海外の文化にも親しむために外国人講師による英会話や海外の子どもの文化に親しむ企画を進めています。

(3) 送迎

当園は駐車場がありませんので、車を利用される方は近隣のパーキングを利用してください。自転車を利用される方は、正門駐輪スペースに駐輪してください。(駐輪は送迎時のみ利用できます) ベビーカーにつきましては、専用の置き場がありませんので、使用される場合は、お持ち帰りください。

6 職員の職種、員数及び職務内容(栄養士については別掲) 4月1日現在

| 職種    | 職務の内容                           | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考     |
|-------|---------------------------------|----|----|-----|--------|
| 園長    | 園務をつかさどり、所属職員を監督                | 1  | 1  |     |        |
| 主任保育士 | 園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる | 1  | 1  |     |        |
| 保育士   | 園児の保育をつかさどる。                    | 24 | 16 | 8   |        |
| 調理員   | 園児に食事の提供をする。                    | 4  | 3  | 1   | 栄養士と兼務 |
| 看護師   | 園児の怪我、病気等の対応                    | 1  | 1  |     |        |

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(2012年3月30日大阪市条例第49条。以下「条例」という。)定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

| 職種    | 勤務体系                 |
|-------|----------------------|
| 園長    | 正規の勤務時間帯（7：15～18：30） |
| 主任保育士 | 正規の勤務時間帯（7：15～18：30） |
| 保育士   | 正規の勤務時間帯（7：15～19：30） |
| 栄養士   | 正規の勤務時間帯（8：00～17：00） |
| 調理員   | 正規の勤務時間帯（8：00～17：00） |
| 看護師   | 正規の勤務時間帯（8：30～17：30） |

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間は異なります。  
職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）、及び祝祭日は休園となります。

## 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### （1）保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時半～18時半までの範囲内で保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において就労等の理由により保育が必要な場合19時半までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に別途利用者負担が必要となります）。

### （2）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで個別に決定します）

なお、上記以外の時間帯において、就労時の理由により保育が必要な場合7時半～8時まで及び16時～19時半までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用には、市町村にお支払いいただく通常保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

## 9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

|     | 午前間食   | 昼食      | 午後間食 | 備考             |
|-----|--------|---------|------|----------------|
| 0歳児 | 9時00分頃 | 11時頃    | 15時頃 | 満1歳より牛乳を飲み始めます |
| 1歳児 | 9時00分頃 | 11時頃    | 15時頃 |                |
| 2歳児 | 9時00分頃 | 11時頃    | 15時頃 | 牛乳提供は1月末までです   |
| 3歳児 |        | 11時30分頃 | 15時頃 |                |
| 4歳児 |        | 12時頃    | 15時頃 |                |
| 5歳児 |        | 12時頃    | 15時頃 |                |

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

| 職務の内容       | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|-------------|----|----|-----|----|
| 園児の栄養指導及び管理 | 4  | 4  | 1   |    |

当園は、大阪市のアレルギー対応等栄養士配置事業に協力参加をしています。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

## 10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

別表（10ページ）に掲げる費用の負担をお願い致します。

お支払方法については、別途お知らせします。

## 11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

## 12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

### 1.3 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 1.4 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### (1) 内科

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 医療機関の名称 | 医療法人和光会 光井診療所     |
| 医院長名    | 光井 英昭             |
| 所在地     | 大阪市東淀川区豊里6丁目4番14号 |
| 電話番号    | 06-6327-3805      |

#### (2) 歯科

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 医療機関の名称 | 浅井歯科              |
| 医院長名    | 浅井 清幸             |
| 所在地     | 大阪市東淀川区豊里1丁目11番4号 |
| 電話番号    | 06-6321-6000      |

### 1.5 緊急時の対応

園児に病気やけが等の緊急事態が発生した場合には厚生労働省の指導・緊急時における救急マニュアルに従って迅速な対応をすすめます。

### 1.6 非常災害時の対策

|         |  |
|---------|--|
| 非常時の対応  | 別途に定める危機管理マニュアルにより対応いたします。                                       |
| 防火設備    | ・自動火災報知機 有      ・誘導灯 有<br>・ガス漏れ報知器 有      ・非常警報等 有<br>・スプリンクラー 無 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。  |

### 1.7 虐待の防止のための措置に関する事項

児童虐待防止法に関連して、当園では以下の措置を講じています。

- (1) 年1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

### 18 要望・苦情に関する相談窓口

当園では、要望・苦情に係る窓口、並びに第三者委員を以下のとおり設置しています。

|               |  |  |       |                   |                                    |       |                   |
|---------------|--|--|-------|-------------------|------------------------------------|-------|-------------------|
| 当園<br>ご利用相談窓口 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 本田 萌</li> <li>・ご利用時間 7:30~19:30</li> <li>・電話番号 06-6320-0008</li> <li>・FAX 06-6320-0018</li> </ul> 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 |  |       |                   |                                    |       |                   |
|               | 第三者委員  | <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">吉田 正則</td> <td>電話番号 06-6329-7346</td> </tr> <tr> <td>役職・肩書等 東淀川区社会福祉協議会<br/>東淀川交通安全協会 会長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">真鍋 利郎</td> <td>電話番号 06-6327-5868</td> </tr> <tr> <td>役職・肩書等 東淀川交通安全協会専務</td> </tr> </table> | 吉田 正則 | 電話番号 06-6329-7346 | 役職・肩書等 東淀川区社会福祉協議会<br>東淀川交通安全協会 会長 | 真鍋 利郎 | 電話番号 06-6327-5868 |
| 吉田 正則         | 電話番号 06-6329-7346  |  |       |                   |                                    |       |                   |
|               | 役職・肩書等 東淀川区社会福祉協議会<br>東淀川交通安全協会 会長   |  |       |                   |                                    |       |                   |
| 真鍋 利郎         | 電話番号 06-6327-5868  |  |       |                   |                                    |       |                   |
|               | 役職・肩書等 東淀川交通安全協会専務   |  |       |                   |                                    |       |                   |

子育て支援活動の一環として、仕事と家庭、育児などワークライフバランスの相談窓口を、保護者並びに市民対象に開設しています。相談はご利用相談窓口でお申し込みいただけます。プライバシーは守られています。

### 19 利用者に対する保険の種類・保険内容・負担料

当園では、以下の保険（運営費を国・保育所・保護者で負担）に加入しています。

|       |  |
|-------|--|
| 保険の種類 | 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度                               |
| 保険の内容 | 保育園の管理下において園児が災害に遭った場合、保険契約の範囲内でその治療費や見舞金の支給を行います。 |
| 負担額   | 一部負担金として年額300円を徴収します。                              |

### 20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

|     | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 0歳児 | 9人     | 9人     | 9人     |
| 1歳児 | 15人    | 15人    | 15人    |
| 2歳児 | 15人    | 15人    | 15人    |
| 3歳児 | 17人    | 17人    | 17人    |
| 4歳児 | 16人    | 17人    | 16人    |
| 5歳児 | 17人    | 17人    | 16人    |

## 2.1 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

| 項目        | 受審、実施状況 | 受審、実施結果 |
|-----------|---------|---------|
| 第三者評価受審状況 | あり      | あり      |
| 自己評価の実施状況 | なし      | なし      |

## 2.2 子ども・子育て支援法第39条第3項 第5項の規定により公表・告示された旨

なし

## 2.3 当園におけるその他の留意事項

|                    |  |
|--------------------|--|
| 喫煙                 | 当園の敷地内はすべて禁煙です                                       |
| 宗教活動、政治活動、<br>営利活動 | 利用者の思想、侵攻は自由ですが他の利用者に対する<br>宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

<別表1>

保育の提供に要する実費に係る利用者負担

| 項目                          | 内容、負担を求める理由及び目的  | 金額                 |
|-----------------------------|--|--------------------|
| ☆給食費（3才～5才）                 | 主食代  | 月額 2,000円          |
|                             | 副食代  | 月額 5,000円          |
| オムツ（1才未満）<br>（1才以上）         | レンタル   | 月額 3,300円          |
|                             |  | 月額 2,960円          |
| オムツカバー                      | レンタル   | 月額 1,400円          |
| トレーニングパンツ                   | レンタル   | 月額 1,400円          |
| カラー帽子                       | 通園、散歩等園外で使用  | (M)980円(S・L)1,130円 |
| 体操服                         | 制服   | 2,200円             |
| 体操ズボン                       | 制服   | 2,100円             |
| スモック                        | 制服   | 2,970円             |
| スタジアムジャンパー                  | 制服   | 14,500円            |
| 通園リュック（3才以上）                | 通園時使用  | 7,260円             |
| 絵本代（2才以上）                   |  | 500円               |
| 音楽用品                        | 鍵盤ハーモニカ  | 6,200円             |
| 工作、絵画用品全般                   | 粘土、自由画帳、等  | 450円 350円          |
| 証明書類全般                      | 保護者証   | 160円               |
| その他、園使用用品全般                 | 連絡ノート、出席ノート等   | 210円 370円          |
| 園外保育諸費                      |  | 随時交通費              |
| 災害共済掛金                      | スポーツ振興センター   | 年額 300円            |
| 特別保育関連費<br>（同意書を提出していただきます） | <p>特別保育については在園児の保護者に参加の意思を示した同意書を提出していただきます。</p> <p>2026年度の契約金額に基づいた特別保育等の費用、金額については下記です。</p> <p>モンテッソーリ教育講師教材費<br/>488,400円/年</p> <p>臨床美術講座料<br/>703,680円/年</p> <p>体操教室講座料<br/>660,000円/年</p> <p>英会話教室<br/>204,060円/年</p> | 月額2,000円           |

|  |  |
|--|--|
|  | 合計1,955,180円<br>お誕生日カード代<br>$600 \times 90 = 54,000$ 円<br>クリスマスプレゼント代<br>$600 \times 90 = 54,000$ 円<br>運動会景品代<br>$600 \times 90 = 54,000$ 円<br>卒業アルバム代等<br>$600 \times 90 = 54,000$ 円<br>の経費を、在園児1名につき<br>月額2,000円を徴収させて<br>いただきます。不足分は園から<br>補填させていただきます。 |
|--|--|

※欠品等の事情で商品の差替えや消費税の改定が行われた場合、価格の変動が予想されます。  
 ☆給食費＝無償化に伴い副食費を保育園に納めていただくことになりました。月額 5,000 円は厚生労働省子ども家庭局発の技術的助言として発表されており、当園ではこの定めに沿って副食費 5,000 円と従来からの主食費 2,000 円を合わせて月額 7,000 円をご負担いただきます。

## 2 時間外保育に係る利用者負担

時間外保育事業に係る利用者負担については下記の要領となり  
 前年どおりです。

延長保育料＝延長保育申請の上、承認書発行の方（18：30～19：30）  
 月額 2,900 円

延長保育緊急利用＝未申請で勤務時間などの都合で緊急利用の場合。  
 短時間保育は 7：30～8：00・16：00～19：30  
 標準保育は、18：30～19：30 の時間帯で  
 15 分毎 500 円 の料金が発生します。

超過保育料＝（月～金 19：30以降）（土 18：30以降）  
 10 分毎 1,000 円 の料金が発生します。

※ 当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付する。